

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）に関する令和7管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年3月18日

山形県知事 吉村 美栄子

くろまぐろ（小型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月末日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
28,300kg
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
山形県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	28,100kg
山形県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	200kg

※くろまぐろ（小型魚）とは、くろまぐろのうち、30kg未満のものをいう。